

静岡県告示第428号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年6月4日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

本立野 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊豆市		本立野	下街道	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線に囲まれた区域
				515-1 1号
				515-1 2号
				514 3号
				514 4号
				506-5 5号
				506-5 6号
				506-5 7号
				506-5 8号
				506-5 9号
				511-3 10号
				519-3 11号
				519-7 12号
				519-6 13号
				519-2 14号
				519-2 15号
				516-17 16号
				516-4 17号
				473-6 18号
				473-6 19号
473-5 20号				